



まつえ北商工会かわら版 Vol. 5

まつえ北商工会 松江市鹿島町古浦607-3

☎(0852)82-2266 e-mail:matu-kita@shoko-shimane.or.jp

【金融最新情報】平成20年7月1日現在

金融のご相談は商工会各本支所へ、低利な融資をあっせんします。

・国民生活金融金庫

経営改善貸付制度（マル経） 2.35%

※マル経制度は別枠対応が廃止されましたが限度額が1,000万になりました。

普通貸付制度 2.65%～2.70%（運転資金）

2.65%～3.05%（設備資金）

・県制度融資（標記金利の他に信用保証料0.4%～1.7%）

カッコ内は責任共有制度対象外の金利

一般運転資金 2.35%（2.2%）

一般設備資金 2.15%（2.0%）

小規模企業特別資金（全国小口）（1.9%）

小規模企業育成資金 2.05%（1.9%）

長期経営安定緊急資金 2.35%（2.2%）

構造転換支援資金 2.65%（2.5%）

なお、信用保証料は一定の条件を満たした場合セーフティーネット保証制度を活用すると0.91%（0.91%以下の保証制度の場合は、低い保証料率を適用）の保証料率が適用されます。

小規模企業特別資金は保証協会の貸付残高が合計1,250万円以内となる小規模事業者が対象となります。

【改正最低賃金法が施行されます】平成20年7月1日改正

賃金の低い労働者の労働条件を支え、就業形態の多様化等の変化に対応するための「改正最低賃金法」が施行されます。最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われますので、従業員等を抱えている会員の皆様はご周知いただきますようお願いいたします。

・改正の5つのポイント

①地域別最低賃金の不払の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます

②産業別の最低賃金の不払いに関する罰則が変わります

③低労働能力者などの適用除外が廃止され最低賃金の減額特例が新設されます

④派遣労働者には派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます

⑤最低賃金額の表示単位が時間額のみになります

改正最低賃金法の詳細については労働基準監督署（31-1166）・島根労働局（20-7001）にお問い合わせください。

【経営改善アドバイザー派遣事業のご案内】

経営内容が悪化している中小企業で、財務管理、生産管理、マーケティングなど経営の改善に関する専門的アドバイスを必要としている企業を対象に専門家を派遣し、経営の安定化や新分野進出等への支援を行います。

●対象者

経営の悪化を来たしている中小企業者等

●事業内容

経営に関する専門的アドバイスを必要としている方にアドバイザー派遣します。

●対象企業

直近の決算書で以下の要件のいずれかを満たす方

①前年対比で売上高及び経常利益が減少又は2期連続欠損

②債務超過

③長短期を合わせた借入金が年商の1/2以上

●派遣内容

①費用負担

アドバイザー派遣に必要な謝金・旅費は全額を補助します。

②アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーについては申込者が指名できます。なお、アドバイザーに知見のない場合はご相談下さい。

【ネットde記帳（自計化）をはじめてみませんか！】

・ネットde記帳の仕組み

「ネットde記帳」はインターネットで帳簿入力や集計ができる会計システムです。インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでも、すぐに利用できます。分析や決算は会計事務所に依頼し、日々の取引を自社で管理したいというお客様に最適です。

・ネットde記帳の利用メリット

①システムやデータが商工会連合会のサーバーで保管・管理されているためお客様のパソコンにソフトウェアをインストールする必要がありません。

②税制改正等に伴うソフトウェアのバージョンアップや作成データのバックアップが不要です。

③本店、支店、営業所、出張先、自宅などからも同時に利用でき、常に最新の経営情報を把握できます。

④お客様のご指定により、商工会や会計事務所等とリアルタイムに情報共有できますので、経営業務を安心して進めることができます。

⑤万一人パソコンの故障・盗難にあっても、作成データがサーバーにありますので安心です。

・システムの利用料金 26,000円/年（自計化を選択された場合に限りです）

「ネットde記帳」を利用するには、パソコンとインターネット環境（ADSL、光回線を推奨）が必要です。詳しくは商工会までお問い合わせください